

鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第3号

鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則（平成26年鈴鹿市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>鈴鹿市教育支援センター設置条例施行規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>鈴鹿市教育支援センター設置条例</u>（平成25年鈴鹿市条例第32号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （利用時間） 第2条 <u>鈴鹿市教育支援センター</u>（以下「<u>教育支援センター</u>」という。）の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 ただし、鈴鹿市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。 （休業日） 第3条 <u>教育支援センター</u>の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委	<u>鈴鹿市適応指導教室設置条例施行規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>鈴鹿市適応指導教室設置条例</u>（平成25年鈴鹿市条例第32号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （利用時間） 第2条 <u>鈴鹿市適応指導教室</u>（以下「<u>適応指導教室</u>」という。）の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、鈴鹿市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。 （休業日） 第3条 <u>適応指導教室</u>の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会

員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

(1)～(3) 略

(通室の手続)

第4条 教育支援センターへの通室を希望する児童生徒の保護者（以下「申出者」という。）は、鈴鹿市教育支援センター通室申出書（第1号様式。以下「通室申出書」という。）を当該児童生徒が在籍する学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申出があったときは、通室申出書の内容を調査し、当該児童生徒が教育支援センターへの通室による支援が有効かつ適切であると認めた場合は、鈴鹿市教育支援センター通室申請書（第2号様式）に通室申出書の写しを添えて教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、鈴鹿市教育支援センター通室（決定・却下）通知書（第3号様式）により、学校長に通知するものとする。

4 学校長は、前項の規定による通知があったときは、鈴鹿市教育支援センター通室可否決定結果通知書（第4号様式）に前項の通知書の写しを添えて申出者に通知するものとする。

(通室の期間)

第5条 教育支援センターに通室することが

が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時の休業日を設けることができる。

(1)～(3) 略

(通室の手続)

第4条 適応指導教室への通室を希望する児童生徒の保護者（以下「申出者」という。）は、鈴鹿市適応指導教室通室申出書（第1号様式。以下「通室申出書」という。）を当該児童生徒が在籍する学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申出があったときは、通室申出書の内容を調査し、当該児童生徒が学校生活に復帰するための支援として適応指導教室への通室による支援が有効かつ適切であると認めた場合は、鈴鹿市適応指導教室通室申請書（第2号様式）に通室申出書の写しを添えて教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、鈴鹿市適応指導教室通室（決定・却下）通知書（第3号様式）により、学校長に通知するものとする。

4 学校長は、前項の規定による通知があったときは、鈴鹿市適応指導教室通室可否決定結果通知書（第4号様式）に前項の通知書の写しを添えて申出者に通知するものとする。

(通室の期間)

第5条 適応指導教室に通室することができ

できる期間は、前条第3項により決定した通室開始の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、教育支援センターに通室する児童生徒（以下「通室者」という。）の保護者が引き続き通室を希望する場合には、通室の期間を更新することができる。

（退室の手続）

第7条 教育支援センターの退室を希望する通室者の保護者は、鈴鹿市教育支援センター退室申出書（第5号様式。以下「退室申出書」という。）を学校長に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申出があったときは、退室申出書の内容を調査し、通室者が教育支援センターを退室することが適切であると認めた場合は、鈴鹿市教育支援センター退室届出書（第6号様式）に退室申出書の写しを添えて教育委員会に提出するものとする。

（相互の連携及び協力）

第9条 通室者の保護者、学校長及び教育委員会は、通室者の学校生活への復帰及び社会的自立に向けた支援について、相互に連携し、かつ、協力する関係を保たなければならない。

る期間は、前条第3項により決定した通室開始の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、適応指導教室に通室する児童生徒（以下「通室者」という。）の保護者が引き続き通室を希望する場合には、通室の期間を更新することができる。

（退室の手続）

第7条 適応指導教室の退室を希望する通室者の保護者は、鈴鹿市適応指導教室退室申出書（第5号様式。以下「退室申出書」という。）を学校長に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申出があったときは、退室申出書の内容を調査し、通室者が適応指導教室を退室することが適切であると認めた場合は、鈴鹿市適応指導教室退室届出書（第6号様式）に退室申出書の写しを添えて教育委員会に提出するものとする。

（相互の連携及び協力）

第9条 通室者の保護者、学校長及び教育委員会は、通室者が学校生活に復帰できるよう、相互に連携し、かつ、協力する関係を保たなければならない。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

鈴鹿市教育支援センター通室申出書

（宛先） 鈴鹿市立 学校長

申出者 住所
（保護者） 名前

下記の児童生徒について、鈴鹿市教育支援センターへの通室を希望しますので、鈴鹿市教育支援センター設置条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により申し出ます。

ふ り が な 児童生徒名前		生年月日	年 月 日生
学 年 ・ 組	年 組		男 ・ 女
通室希望教室	けやき教室 ・ さつき教室		
連 絡 先	電話番号（自宅）		
	電話番号（緊急時）		
(通室経路)			
※目印を記入し、経路を朱書きしてください。			
通 室 方 法	徒歩・自転車・電車・バス・車での送迎・その他（ ）		

第 2 号様式（第 4 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

鈴鹿市教育支援センター通室申請書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校
学校長 印

下記の児童生徒について、鈴鹿市教育支援センターにおける支援が有効かつ適切であると認めますので、鈴鹿市教育支援センター設置条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により申請します。

ふ り が な 児童生徒名前		男・女
保 護 者 名 前		
住 所		
学 年 ・ 組	年 組	
通 室 を 申 請 す る 教 室	けやき教室 ・ さつき教室	

（添付書類）

鈴鹿市教育支援センター通室申出書の写し

第 3 号様式（第 4 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

鈴鹿市教育支援センター通室（決定・却下）通知書

（宛先） 鈴鹿市立 学校長

鈴鹿市教育委員会 印

年 月 日付け鈴 第 号で申請のありましたことについて、鈴鹿市教育支援センターの通室を（ 決定 ・ 却下 ）しましたので、鈴鹿市教育支援センター設置条例施行規則第 4 条第 3 項の規定により通知します。

児 童 生 徒 名 前		男 ・ 女
学 年 ・ 組	年 組	
通 室 教 室	けやき教室 ・ さつき教室	
通 室 開 始 年 月 日	年 月 日	

第 4 号様式（第 4 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

鈴鹿市教育支援センター通室可否決定結果通知書

様

鈴鹿市立 学校
学校長 印

年 月 日付けで申出のありました下記の児童生徒に係る鈴鹿市教育支援センターへの通室の可否については、添付のと通りの結果となりましたので、鈴鹿市教育支援センター設置条例施行規則第 4 条第 4 項の規定により通知します。

児童生徒名前	
備 考	1 鈴鹿市教育支援センターの通室の決定を受けた場合において、本決定により通室することができる期間は、鈴鹿市教育支援センター設置条例施行規則第 5 条の規定により、通室開始の日からその年度の 3 月 3 1 日までとなります。ただし、引き続き通室を希望する場合には、同規則第 6 条に規定する通室更新の手続により、通室の期間を更新することができます。 2 通室する児童生徒の保護者は、保護者会へ出席するとともに、通室する児童生徒の各種行事、体験活動等への参加について協力をお願いします。また、学校及び教育委員会との十分な連携・協力をお願いします。 3 通室にあたっては、申出書に記載した通室経路により、自己の責任で安全に通室してください。

(添付書類)

鈴鹿市教育支援センター通室（決定・却下）通知書の写し

第 5 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

鈴鹿市教育支援センター退室申出書

（宛先） 鈴鹿市立 学校長

申出者 住所
（保護者） 名前

下記の児童生徒について、鈴鹿市教育支援センターを退室したいので、鈴鹿市教育支援センター設置条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により申し出ます。

児 童 生 徒 名 前		男 ・ 女
学 年 ・ 組	年 組	
退 室 する 教 室	けやき教室 ・ さつき教室	
退 室 年 月 日	年 月 日	

第 6 号様式（第 7 条関係）

鈴 第 号
年 月 日

鈴鹿市教育支援センター退室届出書

（宛先） 鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立 学校
学校長 印

下記の児童生徒について、鈴鹿市教育支援センターを退室することが適切であると
認めますので、鈴鹿市教育支援センター設置条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により
届け出ます。

児 童 生 徒 名 前	
学 年 ・ 組	年 組
退 室 する 教 室	けやき教室 ・ さつき教室
退 室 年 月 日	年 月 日

（添付書類）

鈴鹿市教育支援センター退室申出書の写し

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。